

先発品・後発品の名称・見分け方

先発品について

先発品とは

新薬のことで通常**20～25年間の特許期間**があります。その期間中開発したメーカーは独占的に製造・販売することができます。

先発品の名称について

先発品の名称には**商品名**が使われます。薬を開発したメーカーが自由に決められるブランド名のようなものです。自由に決められるとはいえ、**既存の薬と類似の名称は避けるべき**という暗黙のルールがあります。商品名ではメーカーが特定されるため**メーカー名を記載する必要がありません**。

例：ムコスタ錠100mg

商品名	規格
ムコスタ錠	100mg

後発品について

後発品とは

ジェネリック医薬品とも呼ばれます。特許が切れた後に先発品と**同一の有効成分、同等の効能効果**で製造される薬のことです。開発費用がかからないため**先発品より安価**になります。効き目はほぼ同じですが、添加物（賦形剤やコーティング剤）は異なる場合があるので、アレルギー反応が出ることもあります。

後発品の名称について

後発品の名称には**一般名**が使われます。薬の有効成分の名前のことです。そのため、**どこのメーカーが販売していても同じ一般名**になります。後発品にはどこの製薬企業を作っているのか分かるように**メーカー名が書かれています**。

例：レバミピド錠100mg「オーツカ」

一般名	規格	メーカー名
レバミピド錠	100mg	「オーツカ」

先発品と後発品の見分け方

後発品の名称にはメーカー名が書かれていますので、**メーカー名の有無で先発品と後発品を見分ける**ことができます。メーカー名は「」の中に示されます。

注意する点は、昔は後発品にも商品名が使われていたため、マグミットやカロナールなど**昔からある薬**は後発品であるにも関わらず、商品名が使われている場合があります。また、**配合錠**は一般名を使用すると長くなるため（2成分以上が含まれるため）商品名が使用されています。